

## 第77回 電力・ガス取引監視等委員会

### 議事録

日時：平成29年4月5日14:00～14:30

場所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、圓尾委員

議題：

- (1) 「電力市場における競争状況の評価」について
- (2) 監査規程の改正について
- (3) 特定小売供給約款及び託送供給等約款以外の供給条件の認可について

○八田委員長　　こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから第77回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

今日は2部構成で、ただいまから公開の第1部を行います。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

議題の1つ目は「電力市場における競争状況の評価」について、資料3に基づいて、佐合課長よりご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長　　それでは、簡潔にご説明させていただきます。資料3の「競争評価」でございます。

競争評価自体は、「基本方針・実施細目」というのを昨年、委員会で諮っていただいて、その後、専門会合で議論をしまして、3月31日（先週金曜日）の専門会合で最終的に了承をいただいております。

本体は大部な資料集ですけれども、その前に文書の要約版をつくってまして、資料3-1が「競争状況の評価」ということで文書版でございます。これをベースに簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

競争評価の「背景」と「目的」は、ここに書いたとおりでございます。電力システム改革の成果として、市場の中にどういう効果があらわれているかということですが、2ページに行ってください、競争評価の構造ですけれども、最初の・に「その際」と書いていますけれども、これは「基本方針」のときにご議論させていただきましたが、システム改革によって電力市場の構造変化がどうなったのかということと、それに

よって料金などの市場動向がどうなったかというのと、それから電力市場の中で主要プレイヤーである事業者と需要家がどのように行動したのか、この4つの柱に従って評価をしていくという整理をさせていただいております。

2. 以下が「電力市場における競争状況の評価」ということでございまして、(1)に「総論」として書かせていただいております。

これは、簡単に申し上げますと、低圧分野における新電力のシェアは着実に伸びている状況でありまして、それから新規参入事業者の数、委員会で毎回審議をいただいておりますけれども、これは増加の傾向ということと、それから料金メニューの多様化、こういった点では電力システム改革に一定の成果があらわれていると評価できるのではないかと考えております。

一方で、ということですがけれども、旧一般電気事業者（電力会社）間の地域間競争とか、あるいは卸電力市場での活性化の状況とか、その展開はまだ十分とはいえないということで、今後の進展に期待すべきものが多いとしております。

また、小売分野でも、全面自由化が始まってまだ時間的経過が短いということもございまして、この競争評価の資料は、大体去年の9月以降から年末ぐらいまでにかけてのデータを中心に分析をしておりますが、そういう意味では、いずれの地域においても旧一般電気事業者が引き続き9割前後の高いシェアをもっているという状況でございまして。

それから、自由化についての需要家の認知度、これはアンケート調査をやらせていただいておりますが、かなり高いということではありますけれども、理解の程度には結構差があったということでもあります。政府の情報提供に対する評価、これは必ずしも高い評価をいただいていたということもありまして、電力システム改革を大きく推進させるドライビング・フォースは、やはり需要家の選択・行動であるということを考えて、競争環境の整備に向けて需要家に対する分かりやすい情報発信が大事であろうということ「総論」として書かせていただいております。

それ以降は、「市場構造」、それから「市場動向」、「事業者動向」、「需要家動向」ということで柱立てをしておりますけれども、簡単にさらわさせていただきますと、2ページの「市場構造」でございまして、「(小売電力市場シェアの状況)」ということで、新電力のシェア、1つ目の、の最後になりますが、総需要に占める割合は8%程度。その次の・をみていただいて、新電力のシェアが相対的に高い地域は北海道・関西・

東京、これは、電気料金が比較的高いところ、あるいは市場規模が大きいところということで、その地域での比率は10%強という状況になってございます。

次のページをみていただいて、新規参入のシェアと市場規模とか、その時期の料金単価の状況、相関関係を少し分析したものがあまして、2つ目の・でございますけれども、特高分野、この分野は料金単価が高いほど新電力のシェアが高い。それから低圧電灯分野においても、これは市場規模ほどではないのですが、料金単価との相関関係もあります。やはり新電力のシェアとの関係では市場規模が一番大きく相関をしていたところでありまして、その地域の価格も、やはり影響しているということでもあります。

国際的な比較が、その下に書いてありまして、自由化がスターとして、現状の評価でありますけれども、そのペースという意味では、イギリスには及ばないもののフランスを上回るスタートになっていると書かせていただいております。

それから、「(卸電力市場の活性化状況)」というのが、次の柱でございまして、これは発電市場ですけれども、仮に日本全国を一つの市場としてとらえることができれば、市場集中度はそれほど高い状況ではないということでありまして、これはあくまでもそういうものが想定できればということでありまして、実態は連携線の制約など市場分断が起こっております。そういう意味では、各卸電力市場においては高い頻度で寡占的な状況が発生をしているということかと思っております。

その次の次の・に行ってください、JEPXにおける取引量の割合でございまして、最近では3%程度になってはいますが、2.8%と依然として低い水準ということかと思っております。卸市場の活性化の状況が今後の鍵になってくるのではないかと考えております。

次のページに行ってください4ページですけれども、専門会合でもいろいろご意見をいただきました。上から3番目の・でありますけれども、常時バックアップをどのように評価していくかというのは非常に難しい問題ではございますが、我々もいろいろな推計をいたしまして、電力会社の想定されるインターバルの価格と、それから常時バックアップを負荷率の高い状況で使った場合の比較みたいなものを推計時ではやっております。

常時バックアップを高負荷率で利用した場合の価格水準でございまして、単純平均の特別高圧の単価と比べても大きな価格差はみられなかったということではあります

けれども、一部の地域では常時バックアップを高負荷率で利用した場合でも、特高の単純平均単価よりも高かったり、あるいは負荷パターンが異なるので単純な比較はできないのですが、オール電化の単純平均単価と比べると、やはり常時バックアップの方が高いという状況になってございます。

一般電気事業者の調達コストの推計に関しても、我々は小売価格から推計をしております、そこに小売段階の利益とか経費とかが含まれていて正確な比較はなかなか難しいというところと、今申し上げたように平均価格の比較なので、実際に個々の需要家と、例えば特別高圧の需要家がどういう料金メニューを提示されているかというのは、競争でもありますけれども、常時バックアップでは対抗できない価格が提示されているようなこともあろうかと。

それで委員から、特に問題意識を指摘されたのは、これらの競争が小売市場で行われるためには、内外無差別に卸供給がなされること、プライススクイズみたいなものがあっては問題だということで、コリ、和シの取引状況、アテナムキジヨウ今日をしっかりと監視をすることが大事であるというご指摘をいただいております。その点を書かせていただいている状況であります。

それから、次のページに行ってください、ネットワーク部門に関しても、ネットワーク課にも協力をしていただきながらアンケート調査を実施しております、小売電気事業者に行ったアンケートということでございますけれども、「一般送配電事業者の公平な取り扱い」について、基本は「普通」とか「良い印象」という回答が大半を占めているということでもありますけれども、「悪い印象」をもっているという回答も1割弱存在をしております。

それから「託送の利用のしやすさ」というところで、「不満を感じる」という回答が1割程度存在している。一方で、送配電事業者の中でも、独自に新電力の小売電気事業者の利便性改善に資する取り組みを行っているという回答も得られたという状況でありまして、地域特性の送配電サービスを提供している事業者も、送配電の利用者目線に立った改善努力もしている部分が、どうもあるようだということでございます。

それから「(需要家のスイッチングの環境・構造)」というのが、その下に書いてありまして、スマートメーターの普及率は約3割弱ということでございます。それから、我々、需要家1万人規模のアンケート調査を行っております、「変更手続の容易性」を聞いたところ、「変更の手続は30分未満で完了した」という回答が6割ぐらゐを占め

ているということであります。それなりに、スイッチングしやすい環境が整っているのではないかと考えています。

次以降は「市場動向」でございまして、さらに次のページをみていただいて6ページになりますけれども、「(価格の動向)」等を書いています。主に燃料費調整額低下の影響を受けたというところが大きいのですが、昨年4月～9月にかけて、多くの地域で平均単価は低下をしている状況であります。

それから、その下で「(消費者利益の状況)」ということで、最初の・でございましてけれども、料金メニューも従来の基本料金+3段階制の料金だけではなくて、例えば完全従量制や、一定の使用条件がかかってきますけれども定額量料金とか、あるいは時間帯別割引とか、そういう新たな料金メニューも出てきているし、電気の見える化とか、家族の見守りまでサポートするようなサービスを付加したものとか、ひいきのスポーツチームを応援するようなメニュー等、消費者の価格だけではなくて、消費者にとってのメリットというかニーズを掘り起こすようなメニューの多様化をしてきているという状況でございまして。

それから、次の7ページに行っていたら、これは以前、「基本方針」のときに圓尾委員からご指摘をいただいたことだったと覚えておりますが、新規参入者の数が増えたとしても、各地域において実質的に消費者が選べる、選択できる供給事業者がどの程度ふえているか、このことが大事ではないかというご指摘はごもっともだと思いますし、我々も、各都道府県単位ですけれども、小口分野に供給実績のある事業者数はどれぐらいかということでもみさせていただきました。

結論からすると、沖縄以外は全地域で複数の事業者が供給をしている。また、数とすれば北陸、四国、そういった地域では供給実績のある小売事業者は相対的に少ないということでありまして、市場規模の大きい地域ほど、当然といえば当然ですが、新規参入が多いということでもあります。ただ、どの地域も、沖縄以外は数件、少なくとも数事業者、7とか8とかそれぐらいの事業者の供給実績があるということで、需要家の選択肢を拡大するというシステム改革の目的からすると、ここも全都道府県別にみてそれなりに評価できるのではないかと考えております。

(4)の「事業者行動」でございまして、この段階で447件の小売電気事業者の登録申請がありまして、最新の数字で389社が登録をされている状況でございまして。

その下の「(競争的な事業活動の状況)」というところで、ここは一つのポイントで

はないかと思っておりますけれども、みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）と、その子会社が供給区域のエリア外にどの程度進出をしているかということでございます。これは、残念ながら、まだ十分な進出は進んでいないということだと思っております。昨年9月の時点で、旧供給区域外への供給は、本体あるいはその子会社を通じたもの合わせて全体の0.7%程度ということで、電力会社間競争というのが、まだこれから進展する必要があるのではないかとということでございます。

次の8ページですけれども、電力システム改革が、今申し上げたような電気料金の低下とか新規参入者の数の増加だけではなくて、ビジネスモデルとか技術革新にも大きな影響を与えているだろうということで、幾つかの事例を調査させていただいて計算しているものがございます。バルancingグループとか、あるいはディマンドリスポンスとかIoTを使って発電所のオペレーションの効率化をモニタリングする、監視するサービスとかスマートハウスとか、いろいろな事業が出てきているということで、それを紹介させていただいているところでございます。

それ以降、「需要家行動」で、スイッチングの動向等需要家の意識をアンケート調査で行ったものをまとめさせていただいております。

最後、9ページの下の方でございます。3.の「今後の競争評価に当たっての留意事項」ということで、「経過措置料金の撤廃」というのが32年4月以降可能になるということでございます。その解除に向けて具体的な基準を今後つくっていく必要があるということでもありますけれども、そのときに小売電力市場のみならず電力市場全体の構造が競争的なものとなっているかどうか、それは競争評価などを通じて確認をしていく必要があると思っております。

これは、専門会合でも委員から、複数の委員から意見をいただきましたけれども、競争状況の評価というのは非常に難しいという議論がありまして、新電力のシェアが高ければ競争が進展しているのか、少なければ、低ければ競争がないのかというと、必ずしも一概に言い切れるものではないだろうということでもあります。その数字の背景にあるものは何なのか、卸市場の構造が競争的になった上で、なおかつ小売市場のシェアが変動しないとすると、その原因はどこにあるのかといった背景事情まで含めてしっかり評価をしなければいけないというご指摘をいただいておりますので、今後、そうした点について注意しながら、単に小売市場のシェアだけとか、価格水準だけとか、個々の評価すべき指標・数値の表層的な数字とかだけを評価するのではなくて、

発電・卸・小売市場それぞれの構造とか、あるいは地域間相互の競争関係とか、その背景を含めた総合的、構造的な分析を行っていく必要があるということでまとめさせていただいております。

以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

制度設計専門会合で取りまとめられた稲垣先生、それから圓尾委員、何かご意見ございませんでしょうか。

○稲垣委員　　1年を経た発展段階の最初のところの評価としては、まずはスタートが切られたという評価を、制度の設計専門会合では得られた。ただし、客観的に、まず市場の成熟度とか、それから事業者の展開の度合いとか、事業者については、やはりまだまだこれからどう動いていくのかというところを精密に見ないといけないということで、指標については、まずみるべき指標についてはいいけれども、それを分析することに重点を置いて、また指標の再構成を図っていくことが必要だろうというのが大方のご意見だったと思います。

今、佐合課長のご報告は、それを踏まえた全般的なまとめであって、大変よろしくご報告いただいたと思いますので、今後も関係部署においては、きちっとやっていただくということで、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○圓尾委員　　1つは、佐合課長からもコメントがありましたけれども、この4月に家庭用を含めた全面自由化になったわけですが、実は家庭用だけではなく特別高圧、高圧の方もこれをきっかけに物すごく新規参入者のシェアが伸びているという状況が見えてきています。

それで、いろいろお話を伺ってみると、何年も前に自由化していたはずなのに、全面自由化がニュース報道されたことをきっかけにして、どこから電気を買うか、もう一回考えてみようとして社内で議論になったというようなこともあったようです。家庭用の自由化が始まったとはいっても、当然、全需要家の皆さんが認識されたわけではなくて、徐々に徐々に広まっていくというのが高圧、特高をみても分かると思います。焦らず少しずつ認知度を高めていく取り組みを、我々自身もやらなければいけないし、1年たった現断面で、この数値が高い、低いと一喜一憂するものでもないと思ってお

ります。

それからもう一つは、これも佐合課長から言及がありましたが、新規参入者の参入シェアも大事ですけれども、もっともっと余裕があるはずの大手の電力会社同士の競争がどういう状況になっているのか、どういう意思決定をされているのかというところは、さらに突っ込んで分析をし、ウォッチしていく必要があると思っております。

以上です。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

私も、このレビューが出たのは画期的なことで、すばらしいと思います。さらに次の回で考えていただきたいのは、今、圓尾費委員がおっしゃったことと関係していますけれども、取引所取引拡大の原因究明です。今は一応取引所3%ですよね。去年スタートしたときは2.8%以下だったでしょう。

○佐合取引監視課長　　4月は、いっていませんね。

○八田委員長　　いってなかったですよ。だから、かなりふえたんですよ。

○佐合取引監視課長　　伸び率という意味ではですね。

○八田委員長　　伸び率では。それで、家庭のスイッチングはそれに大きな影響を与えたとはとても思えない。そうすると、やはり大口のところで伸びたんですよ。圓尾委員がおっしゃったように認識が変わったというのも、一つ大きいかもしれない。しかし、システム改革としては、計画値同時同量が始まったしインバランス精算が始まったというのは非常に新しいことだったわけですね。

それが、この取引所の利用に影響を与えたのか、それとも、それとは別のことだったのか、それから計画値同時同量であるということは、数量を制限して、長期契約を結んであとは取引所で使えばいいねというような契約を増やしたのかも知れない。実際に本当にそういうことがあったのかどうか、そういうような分析が欲しいと思います。そういう評価があると、将来アジアの国でこういう自由化をやろうというときに、取引所の取り引きをふやす要因として、結局どういう制度改革が効いたのかということもみえるのではないかなと思います。だから、次回はぜひその辺に関する分析もあるといいなと思います。

○稲垣委員　　一点、ほかのテーマに移りますが、いいですか。

○八田委員長　　どうぞ。

○稲垣委員　　佐合課長のところで得られたデータを分析されるわけですがけれども、



分析した後、いろいろ仮説が立てられると思いますが、それで、これを、例えば今年度の監査計画の中に反映させるような、この成果を踏まえて、みるべきものをより精密にみていくということがあっていいのではないかと思います。

ですから、我々の委員会の特性を生かした情報収集、それから監査からの情報収集も工夫して、それで建議に結びつけていく、そういう問題意識のもとに、連携してやっていただけたらと思います。

以上です。

○八田委員長　それでは、事務局からご説明があったように、競争レビューを策定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、「電力市場における競争状況の評価」を、案のとおり決定することといたします。

稲垣先生、圓尾委員におかれましては、制度設計専門家会合でご尽力くださいました、どうもありがとうございました。それから、本日はご欠席ですけれども、林先生にもお礼を申し上げたいと思います。それから事務局が、この膨大なデータを取りまとめてくださいました、本当にありがとうございました。

それで、今回は第1回ですけれども、これからは毎年行っていくことになると思いますので、事務局におかれては、早速、次の評価に向けて検討を適切な時期から始めていただきたいと思います。やはり最初は大変ですよね。2回目からは、付加価値を徐々につけていっていただきたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。議題の2つ目、「監査規程の改正について」、資料4に基づいて、野沢管理官よりご説明をお願いいたします。

○野沢統括NW事業管理官　野沢と申します、よろしく申し上げます。

先ほど稲垣委員長代理から、監査計画に織り込んでということで、厳しいご指摘をいただきましたので、いろいろ調整しながらやらせていただきたいと思います。

今回、その前提となる「監査規程の改正」について、ご説明をさせていただきます。資料4でございます。

最初に監査規程の位置づけでございますけれども、ご存じのとおりですが、電気事業法において政令委任がされており、電力取引監視等委員会の第4条でございますけ

れども、「議事の手続その他の委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める」とされておりまして、その政令に基づいて監査の具体的項目とか手続の細目を定めて制定されたものでございます。

今回、説明資料として概要紙の資料4と、あと4-1ということで、ガス事業の監査規程の新旧、資料4-2として電気事業の監査規程の新旧という3種類の資料を用意させていただいております。

最初に資料4の趣旨にも書かせていただいておりますが、本年の4月1日の電気事業法等の一部を改正する等の法律第5条の規定による改正後のガス事業法が施行されることに伴って、主なポイントの1. で示させていただいているガス事業の監査規程について、ライセンス等の変更がありましたので、所要の改正を行うものと、あわせて1. のガス事業監査規程と、2. の電気事業監査規程の両方に係るところでございますが、平成28年度に実施した監査状況等を踏まえた改正を行うものでございます。

なお、平成27年度に実施した監査結果につきましては、昨年6月に公表しておりますけれども、監査における、その要報告事項の事例等を踏まえまして、監査報告書の様式とか記載要領の見直しを行うものでございます。このことによって、柔軟かつ効果的な監査となり得る措置となると考えております。

それでは、ガス事業監査規程の主な改正点として、資料4-1の新旧対照表を用意させていただいておりますけれども、それを御覧になっていただきまして、ここで3ページをおめくりいただくと、下段の第7条になります。「(監査の実施)」ということで規定をしておりますが、右側の現行規程の「被監査事業者」として、現行でいうと「一般ガス事業者及びガス導管事業者」としておりますけれども、改正案といたしましては、左側になりますが、「一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者」とライセンスの変更になっておりますので、それに伴う改正ということで、他の改正についてもそれに係る、いわゆるハネ改正という形で改正をさせていただいております。

次の大きなポイントとしては、5ページをおめくりいただくと、上段側になりますけれども、第12条の第2項の赤い下線部分の新旧を御覧になっていただくと、後ほどご説明する「(記載要領)」に係るところでございますけれども、「法令等に照らして問題がある事項」というところで現行は規定しておりますけれども、そこを「不適正な行為(法令等の規定に照らして違反する又は法令等の目的若しくは趣旨に照らして適

切でない行為をいう)」ということで定義づけさせていただいております。

今の定義づけで関係する箇所は、最後の11ページになりますけれども、11ページをおめくりいただくと、ここの全体が「(記載要領)」になっています。ここの右側の現行規程を御覧になっていただくと、(1)として「重要な指摘事項として整理するものの例」、(2)として「記載の誤り等軽微と思われる指摘事項として整理するものの例」、(3)として「ガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項として整理するものの例」、(4)として「その他報告すべき事項として整理するものの例」として規定しておりまして、改正案が左側になりますけれども、先ほどの(1)と(2)をまとめまして(1)として「不適正な行為に係る指摘事項として整理するもの」としまして、その上で、その説明の中にありますけれども、その中で「重要な指摘事項」又は「その他の指摘事項」という整理をするための改正案ということになっています。

また、左側の(2)の改正案ですけれども、「ガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項として整理するもの」という案ですけれども、その注釈のところ、「例えば「適正なガス取引についての指針」に規定された「望ましい行為」の取組状況等、不適正な行為ではないものの、ガスの適正な取引の確保を図る上で報告する必要があると思われる事項を記載する。」ということで明確化を図る等の改正案を行っております。

次に、もう一つの資料で4-2になりますけれども、電気事業の監査規程の新旧対照案をお示しさせていただいております。

ここについては、昨年4月からのライセンスの変更の改正はしておりますので、先ほどのガスの監査規程と同様に、最後の11ページを開いていただくと、「(記載要領)」の変更ということで、「重要な」というのを「不適正な行為に係る」ということで変更を行っております。

最後になりますけれども、最初の資料4にお戻りいただいて、最後の「今後の予定」でございますけれども、両規程に基づいて今年(4月)中をめどに監査時期、監査実施先、監査事項の具体的内容等を記載した平成29年度監査計画を定めるとともに、報告徴収の具体的項目を決める予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

稲垣委員どうぞ。

○稲垣委員 形式的な改正だけではなくて、非常に心配りの多い改正を検討していただいたと思っています。ガス事業法の資料4—1の5ページ、12条の2項の改正ですけれども、これは従前、「法令等に照らして問題がある事項」、これを「不適正な行為」として、その中を括弧で解釈を示していますね。「(法令等の規定に照らして、これに違反する行為又は法令等の目的若しくは趣旨に照らして適切でない行為)」と、こういう形で具体的にしていますが、その心はどういうことですか。あるいはここまで具体化した、提案された理由というのは、何かあれば……

○野沢統括NW事業管理官 心……

○稲垣委員 心というか、「法令等」というのを具体的に示して、その「法令等」の中に法令等の字面だけでなく目的、趣旨まで踏まえて検討するぞと、こういうところを広くとらえて監査もやっていくんだと、こういうふうなお考えを明確に示したということと、それから「問題がある事項」というのは、要するに基準との関係で適切かどうかということを示すことを「不適正な行為」という言葉との関係で使ったと、こういうことで、この心は、やはり法令等の中身に目的、趣旨まで含んで検討するぞということを改めて記したと、この辺が心ですかね。

○野沢統括NW事業管理官 はい。ご指摘のとおりでございます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

圓尾委員は何かありますか。

○圓尾委員 ありません。

○八田委員長 それでは、ただいま事務局からご説明がありましたとおり「監査規程」を改正することにいたしたいと思います。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

どうもありがとうございます。

それでは、新しい規程に基づいて本年も監査をやっていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。議題の3つ目「特定小売供給約款及び託送供給等約款以外の供給条件の認可について」、資料5に基づいて、新川課長よりご説明をお願いいたします。

○新川総務課長 資料5「特定小売供給約款及び託送供給等約款以外の供給条件の

認可について」という資料でございますが、本年4月3日、熊本県熊本地方の地震によります災害救助法の適用地域等に係る対応のために、特別措置の認可等について経済産業大臣から意見の求めがあったところをご確認いただきたいと思います。

九州電力では、熊本地方の地震によりまして災害救助法が適用されました市町村等の需要家等に対します災害特別措置を講じています。需要家の避難生活が長期化していることを踏まえまして、それぞれの災害特例措置に応じて延長を行うために、3月31日に九州電力株式会社から認可の申請がございまして、4月3日に経済産業大臣から意見の求めがあったところでございます。

委員会として、当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたいと思っております。

災害特別措置の内容としては、九州電力2件となっておりますが、「被災した需要家及び託送供給利用者に対する電気の災害特別措置として料金の支払い期限のさらなる延長や不使用月の料金免除等を実施する」となっています。

対象地域としては、そこに記載をしております熊本県の全市町村、福岡県3市、大分県4市町、宮崎県6市町村、鹿児島県2市となっております。

添付の資料の中に申請書がございます。すみません、資料番号を打っていませんが、「特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書」として九州電力の名前が出てきているものですが、その中に「内容」と「実施期日及び実施期間」というのがございます。

まず、不使用月の料金免除ということで、29年5月まで、来月まででございますが、これについては、そこまで延長したいというもの。

それから2番目については、被災された方が、その後新たな申し込みを行った場合の工事費負担金の免除でございますけれども、これについては30年4月末までとなっております。

3番目につきましては、臨時電灯または臨時電力の申し込みを行った場合の臨時工事費の免除ということで、これは30年の4月末までとなっております。

それから、その後、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能になったものについては、使用不能設備についての基本料金の免除というのが4月末までとなっております。

また、最後の項目ですが、被災後、引込線、計量器等の変更の申し込みを行った場合に、初回の工事費用を免除するというものが30年4月末までとなっておりまして、項

目によって5月までのものと来年4月末までのものがあるという状態でございます。

委員会の意見の案としましては、資料5—1としてつけていますけれども、委員会の委員長名で大臣宛てに、平成29年4月3日付で、「意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません」と返したいと思っております、ご意見を賜れば幸いです。

よろしく願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ご意見あるいはご質問ございますでしょうか。

○稲垣委員　　一点質問ですけれども、別紙で、「被災されたお客様」という概念がありますが、これは、明確にどこかが認定するとか、何か基準で一義的に決まるものなのかどうかということと、決まらないのであれば、意見の中に、「なお、被災されたお客様の認定に当たっては、遺漏のないよう特段の配慮を事業者においては行うことが望まれる」ぐらいなところを付加して意見をしてはどうかと思いますけれども。

○新川総務課長　　これは延長でございます、既に1年やってきているということでございますので、一義的に決まっていて、適用を受ける方は受けている状況でございますので、これについては、このまま返ささせていただいて、また、新たな災害が不幸にして発生した場合に、そのときにそういった配慮についても求めたいと思います。

○稲垣委員　　了解です。

○八田委員長　　それでは、圓尾委員よろしいですか。

○圓尾委員　　はい。

○八田委員長　　それでは、事務局から説明があった案で、経済産業大臣に対して異存はない旨回答してもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日、第1部で予定していた議事は以上ですけれども、ほかに何かございますか。

○新川総務課長　　第2部につきましては、準備が整い次第開催をさせていただきます。

○八田委員長　　それでは、これをもちまして第1部を終了いたします。

どうもありがとうございました。

—了—